

## 信濃小中学校第三者評価検証委員会設置要綱

### (設置)

第1条 学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示するため、信濃小中学校第三者評価検証委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を評価するものとする。

- (1) 組織運営に関する事項
- (2) 指導、管理及び授業等に関する事項
- (3) 学校自己評価及び関係者評価に関する事項
- (4) 家庭、地域との連携協力に関する事項
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱した4人以内で組織する。

- (1) 教育学等を専門とする大学関係者
- (2) 校長経験者又は指導主事経験者
- (3) 学校運営に関連する知見又は教育活動等に造詣の深い者
- (4) 学校と地域連携に造詣の深い者

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

### (委員長)

第5条 評価委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 評価委員会が必要であると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、その活動に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務教育係において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(調整規定)

- 2 この要綱の施行日以後最初に開かれる評価委員会は、第 6 条中「委員長が招集」とあるのは、「教育長が招集」とする。